

入札参加者の注意事項

川口市立医療センター

入札及び工事の施工にあたっては、以下の事項を遵守してください。

1 建設業法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、川口市病院事業契約規程、川口市建設工事請負契約基準約款、図面、設計書、仕様書及び指名通知等(入札公告、入札告示を含む。)の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札すること。また、電子入札については、前記のほか川口市公共工事等電子入札運用基準を熟知の上、入札すること。
- (2) 受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)を遵守すること。
- (3) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等を遵守すること。
- (4) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制に努めること。
- (5) 本市発注の工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費積算に用いるための公共工事設計労務単価(2省協定労務単価)に基づく埼玉県の積算標準単価表等により積算している。

この点に十分留意し、労働者への適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。また、工事の一部を下請業者に発注する場合は、この点に十分留意の上、適切な価格での下請契約の締結を徹底すること。

2 社会保険への加入及び法定福利費の適切な支払の徹底について

社会保険(雇用保険、健康保険、厚生年金)への加入及び法定福利費の適切な支払いを徹底すること。また、建設工事の元請業者は、下請業者に対して、令和7年12月10日付国土交通省発出の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき指導等を行うこと。

3 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、建設業退職金共済に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済の発注者用掛金収納書(原本)を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1ヶ月以内に工事担当課に提出すること。
- (3) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により工事担当課に提出すること。

- (4) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、この制度の促進のため趣旨を説明するとともに証紙を現物交付するか、または掛金相当額を下請代金中に算入し、加入及び証紙の購入、貼付に努めさせること。
- (5) 下請業者の規模が小さく、この制度への対応が不十分な場合は、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (6) 工事請負契約を締結した業者は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識(シール)の交付を受け、現場事業所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。
- (7) 500万円未満の工事請負契約を締結した場合についても、共済証紙の購入に努めること。

4 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めること。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。

5 施工体制台帳の提出について

- (1) 公共工事を受注した建設業者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、その金額にかかわらず、建設業法第24条の8第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条に基づく施工体制台帳を作成し、その写しを工事担当課まで提出すること。
- (2) 上記(1)にあたる建設業者は建設業法第24条の8第4項に基づき施工体系図を作成し、該当工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

6 建設資材納入業者との契約について

建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。

また、建設用資材や物品等の納入、借入れにあたっては、できる限り市内の業者を選定するよう努めること。

7 労働災害の防止について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請・下請が一体となって特段の注意を払うこと。

8 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工にあたって工事資材の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる建設資材納入業者から資材を納入しないなどの必要な措置をとるよう努めること。

9 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

埼玉県生活環境保全条例により、工事の施工に当たって工事現場で使用し、又は使用させる自動車(資材運搬等の搬出入を含む)は、ディーゼル車以外の自動車(ガソリン車、天然ガス車、LPG車等)又は条例に適合するディーゼル車とすること。

10 不正軽油の使用禁止について

- (1) 工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、地方税法及び埼玉県

生活環境保全条例に違反する軽油等(以下「不正軽油」という。)を使用しないこと。

(2) 県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、その調査に協力すること。

(3) 不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じること。

11 技術者の適正な配置について

(1) 監理技術者又は主任技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。また、専任の監理技術者又は主任技術者を配置する場合、監理技術者又は主任技術者は、入札の公告をした日(指名競争入札の場合は入札日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

(2) 1件の請負金額が4,500万円(建築一式の場合は9,000万円)以上の工事を施工する場合にあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。

(3) 元請業者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が5,000万円(建築一式の場合は8,000万円)以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置すること。

(4) 上記(3)の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を終了した日から5年を経過していない者の中から選任すること。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、発注者から請求があった時は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を掲示すること。

(5) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置にあたり、その恒常的な雇用関係の確認を求められたときは、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書、在籍証明書又は就労証明書等の写しを提出すること。

12 経営事項審査の義務化について

一定の公共工事を直接請負おうとする建設業者は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年営業年度終了後、決算が確定したら速やかに経営事項審査を受け、その結果通知を契約課まで提出すること。

13 人権尊重について

受注者は、労働者と労働者との間及び労働者と市民との間等、あらゆる人権侵害行為が起こらないよう努めること。

14 暴力団等の排除について

(1) 受注者は、競争入札参加資格審査申請時に誓約した内容を遵守し、誠実に工事を施工すること。

(2) 受注者は、工事施工にあたり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届けること。

(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。